

今号では、登録者の方にご寄稿いただきました体験報告をご紹介します。連載企画「クローバー登録者の横のつながり・地域活動について」は引き続き静岡県のご紹介、ミニ・コラムでは「本人の意思決定支援と代理権」について解説いたします。

体験報告

成ヶ澤 真紀子／東京都支部

私は、2012（平成24）年から6年間、通過型グループホームの世話人を務めました。施設からアパート生活への移行を支援するなかで、金銭管理を手伝え、地域で一人暮らしを維持できる人が一定数いることがわかりました。また、障害のある方が高齢になった場合は、アパートへの移行が介護保険サービスへの移行となり、障害のサービスや制度がわかる支援者と関わりがなくなることに課題を感じました。そこで、クライアントが障害サービスを離れた後も、地域生活を継続的に支援できる役割に就きたいと考え、認定成年後見人ネットワーク「クローバー」に登録しました。

実際にケースを受任すると、まず、すべての行為に裁判所の許可が要するということが戸惑いを感じました。受任したのは保佐案件で、ソーシャルワークなら自分で金銭管理が出来るように目標を立てるケースなのですが、書記官に対し、通帳を本人管理にしたいと申し出たところ、「ご自身で管理するのが難しいのだから保佐人が保護してあげるべきでは？」と返され、価値観の違いを感じました。裁判官の判断により、本人管理が許可されましたが、ソーシャルワークの思考過程を誰にでもわかるように説明するスキルについて、一層の研鑽が必要であることを痛感しました。

他方で、現在の成年後見制度では、意思決定支援の要請から、精神保健福祉士への期待が強いことにやりがいを感じています。他職種の成年後見人と違う精神保健福祉士の強みは、①精神に障害があること等で生きづらさを感じているご本人に寄り添って話を聞き、心からの願いを引き出すことができる、②その実現のために、関係者とチームを組んで支援を形成できる、にあると思っています。まだまだ現場で求められる役割は代理決定が主ですが、活動を通じ、本人が自分で意思を実現した時の充足感を、関係者と分かち合えていけたらと思っています。

連載

クローバー登録者の横のつながり・地域活動について 第3回 ～静岡県 顔の見える信頼関係から～

クローバー運営委員／山口 雅弘（静岡県支部）

第3回目では、引き続き静岡県での取り組みについてお伝えします。前号でご紹介したように、静岡県ではリーガルサポートと家庭裁判所へ同行訪問したことが大きな転機となりました。今回は、出会いからその後の関係づくり、そして同行訪問に至った経緯をご報告します。

1. 事業を通しての出会い

静岡県精神保健福祉士協会（以下、県協会）では、平成23年3月静岡県自殺予防総合対策事業を県から受託しました。この事業では法律と福祉の専門職が協働で相談にあたることになり、県事業を通してのフォーマルな“出会い”から、法律専門職との関係づくりが始まりました。翌年には“連携促進”“顔の見える関係づくり”に重点が置かれ、団体間の関係構築が公的な形で進められました。

2. インフォーマルな関係への広がり

2011年にはリーガルサポートの「成年後見人養成講座」に県協会から講師を派遣するなど、成年後見制度に関連したつながりに広がっていきました。地域での成年後見懇話会や勉強会等、任意の集まりが始まる地区もあり、インフォーマルなつながりも出てきました。

3. 顔の見える信頼関係へ

東日本大震災後、静岡県青年司法書士会より被災地派遣活動への協力依頼を受け、双方の団体から有志が集まり合同で被災地支援活動を行いました。この活動をきっかけに、地域の司法書士から「静岡パトロール」という路上生活者支援に誘われ協会員が活動に参加し、“顔の見える信頼関係”へと発展していきました。

4. 地域課題への協働

「精神障害を持つ被後見人等への支援体制の不足」という地域課題への協力依頼を受け、2018年リーガルサポートと同行で家庭裁判所を訪問しました。出会いから8年、“顔の見える信頼関係”“公的な要請が無くても使命感を持ち、所属組織の枠を超えて協働する関係性”があって実現したことだと思います。

今回は、静岡県精神保健福祉士協会での取り組みについてご紹介します。

認定成年後見人ネットワーク「クローバー」

◆登録・受任相談・受任件数

(2022年5月31日現在)

都道府県	登録者数	受任相談 累計	2022年度 相談件数	相談件数の内訳		
				家裁からの 依頼	中核機関等 依頼	登録者経由 の依頼
北海道	6	6	0	0	0	0
青森県	1	2	0	0	0	0
岩手県	2	2	0	0	0	0
宮城県	5	8	0	0	0	0
秋田県	1	2	0	0	0	0
山形県	2	11	1	1	0	0
福島県	3	3	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0
栃木県	5	0	0	0	0	0
群馬県	1	0	0	0	0	0
埼玉県	15	24	0	0	0	0
千葉県	8	4	0	0	0	0
東京都	48	147	5	3	2	0
神奈川県	16	33	0	0	0	0
新潟県	2	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0
山梨県	3	5	0	0	0	0
長野県	3	1	0	0	0	0
岐阜県	3	3	0	0	0	0
静岡県	8	10	0	0	0	0
愛知県	12	12	2	0	2	0
三重県	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0
京都府	2	0	0	0	0	0
大阪府	6	16	0	0	0	0
兵庫県	9	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0
和歌山県	3	0	0	0	0	0
鳥取県	1	3	0	0	0	0
島根県	0	1	0	0	0	0
岡山県	3	0	0	0	0	0
広島県	3	4	0	0	0	0
山口県	2	0	0	0	0	0
徳島県	2	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0
愛媛県	5	3	0	0	0	0
高知県	2	0	0	0	0	0
福岡県	23	66	0	0	0	0
佐賀県	1	0	0	0	0	0
長崎県	4	6	0	0	0	0
熊本県	7	78	1	1	0	0
大分県	2	0	0	0	0	0
宮崎県	1	4	0	0	0	0
鹿児島県	2	4	0	0	0	0
沖縄県	9	16	0	0	0	0
例外対応	0	2	0	0	0	0
合計	231	476	9	5	4	0

※新規登録者の属する都道府県を朱書きにしました。

※2022年4月からの相談件数は受任調整中です。次号で受任状況をお知らせします。

◆活動状況

(2022年4月1日～2022年5月31日)

- 04/22 2022年度第1回東京クローバー登録者の集い(Zoom)
- 04/23 2022年度第1回神奈川県クローバー登録者の集い(Zoom)
- 05/10 富士市成年後見支援センター訪問(山口雅弘/クローバー運営委員)

✿ミニ・コラム

～本人の意思決定支援と代理権～

私たちが保佐人・補助人に選任された際には、審判書や登記事項証明書の別紙などに代理行為目録が記載されています。保佐人・補助人は与えられた代理権の範囲で事務をすすめていくこととなります。しかし、付与されている代理権は必ず行使しないといけないわけではありません。代理権の行使は、MUST(ねばならない～義務～)ではなくCAN(することができる～可能～)ということも理解しておかなければなりません。保佐の場合は同意権や取消権を行使することで本人を守ることも可能です。

保佐人や補助人に就任したら、精神保健福祉士の専門性をもって再評価し、事務をすすめるべきでしょう。例えば、申立人が親族で「本人の金銭管理をしてほしい」という理由で申立がおこなわれている場合でも、なぜ判断能力が低下しているのか、その要因を探り、回復の可能性を求めていく支援が必要です。青年期に発症したため学ぶ機会を失っていた、もともとはできていたが入院生活やひきこもりがちな生活のためにできなくなった、陰性症状による意欲の低下などの残遺障害に加えて、本人も家族も金銭管理はできないと思い込んでいることの要素を加味しなくてはなりません。そのうえで残存能力を評価し、エンパワメントやセルフケア能力の向上を支援することは後見制度の理念や意思決定支援に添ったものといえます。保佐・補助人は、本人の判断能力の回復に伴い、不必要になった代理権取消の申立をおこなうことも目指します。

文責：安部 裕一/クローバー運営委員

編集後記

今年度も始まりましたが、少し落ち着いてきたとはいえ、まだまだコロナ禍が続いています。6月下旬からは、昨年同様にオンラインでの養成研修(入門編)が始まっていきます。昨年時同様に養成研修への興味・関心のある方が多く、締切日を前に定員に達してしまっていたようでした。今年度も少しずつ登録者が増えればと思う今日この頃です。

(岡田 昌大)